

平成7年1月17日発災の阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた「共助」(住民相互の助け合い)の精神のもと、自助、公助の限界を埋める制度として、兵庫県条例により、住宅再建共済制度を創設

◆創設経緯

阪神・淡路大震災では、住宅を失った多くの被災者が住宅再建を余儀なくされた。当時は、地震に対する備えも十分でなく、公的な支援も融資や利子補給に限定されており、住宅再建は自助努力が原則であった。その後、平成10年に被災者生活再建支援法が成立したものの、住宅再建支援としては十分ではなかったため、住宅所有者相互の助け合いの仕組みとして、平成17年9月に同制度を創設した。



兵庫県住宅再建共済制度(2/5)

●主な経過

平成7年10月	・兵庫県が住宅地震災害共済保険制度を提唱 〔全額共済(保険)、最大1,700万円〕
平成7年12月	・兵庫県議会が「新たな保険・共済制度の創設を求める意見書」を採択
平成8年2月～4月	・兵庫県議会自民党議員団が、全国都道府県を行脚 →全都道府県議会で意見書採択
平成9年2月	・2500万人署名を内閣総理大臣あて提出 (自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議)
平成9年4月	・阪神・淡路大震災復興基金による「被災者生活再建支援金」制度創設 ・兵庫県などが「総合的国民安心システム」を発表
平成10年5月	・議員立法により被災者生活再建支援法成立(施行日:平成10年11月6日) 〔生活再建支援制度創設:最大100万円〕
平成15年5月	・兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会を設置 (座長:室崎益輝消防研究所理事長(当時)) 〔県単独制度実現可能性の検討に着手〕
平成16年3月	・改正被災者生活再建支援法が成立(施行日:平成16年4月1日) 〔居住安定支援制度創設:最大200万円〕
平成17年9月	・兵庫県住宅再建共済制度スタート

◆制度の特色

- ・被災した住宅の再建を支援する制度（住宅の再建等を行う場合に給付）
- ・住宅所有者の助け合いの制度（自助・公助・共助の枠組み）
- ・兵庫県が保証する安心の制度（運営：公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金）
- ・あらゆる自然災害を対象（地震・台風・洪水等）
- ・小さな負担で大きな支援（年額5,000円、給付額最大600万円）

◆制度の拡充

平成19年10月 マンション共用部分加入共済制度を創設

（年額2,400円×住戸数、給付額最大300万円×住戸数）

平成22年 8月 家財再建共済制度を創設

（年額1,500円、給付額最大50万円）

平成26年 8月 一部損壊（損害割合10%以上）を対象とする制度（「一部損壊特約」）を創設

（年額500円の追加負担、給付額最大25万円）

◆加入状況（H26.4末）

住宅再建共済制度 159,345戸（加入率 9.0% ＊一戸建て：13.1%）

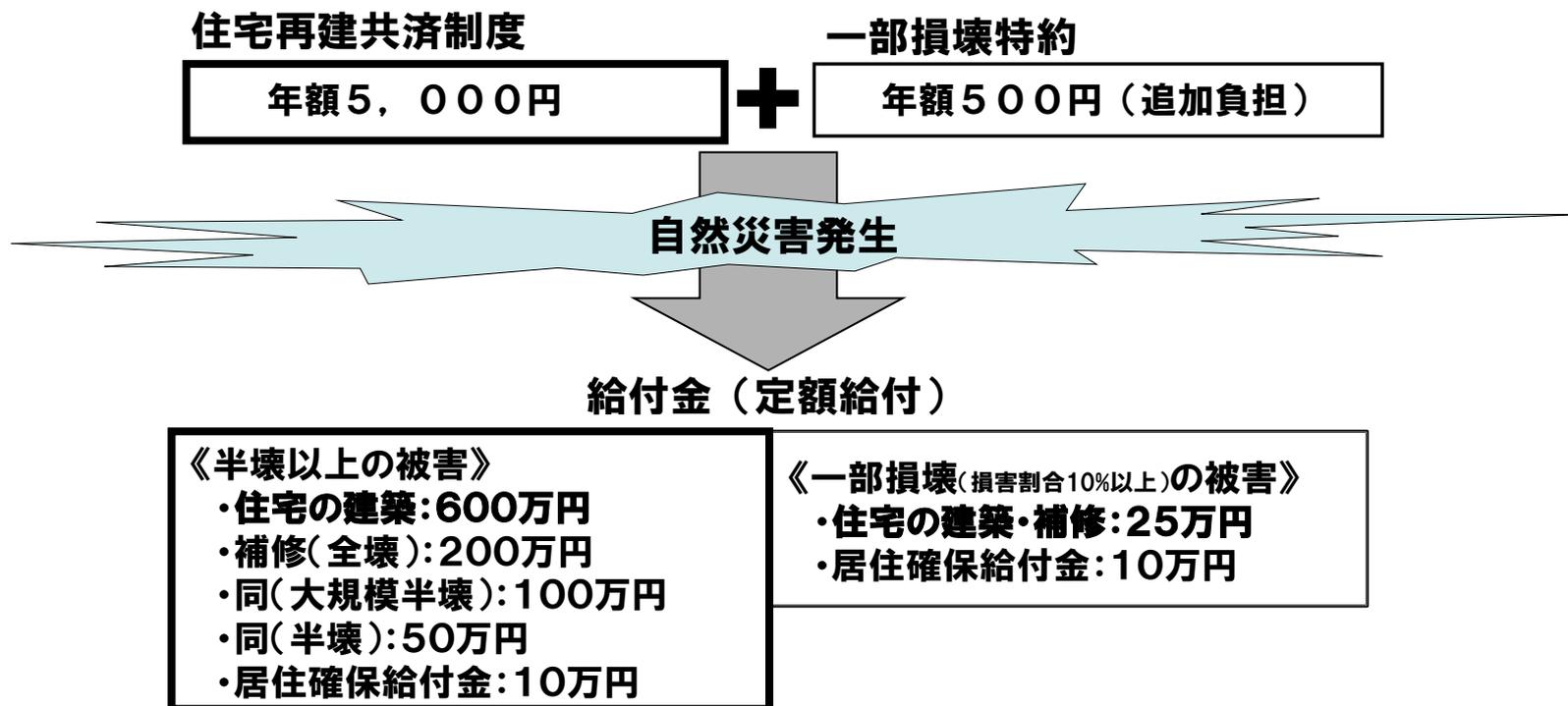
家財再建共済制度 44,164戸（加入率 2.2%）

◆給付実績（H26.4末）

住宅再建共済制度 256戸、4億8,940万円

家財再建共済制度 58戸、1,025万円

◆ 加入者負担金と給付金（住宅再建共済制度：住宅所有者加入の場合）



◆ 全国制度化

一部圏域でなく、災害発生リスクを全国で広く分担することにより、大規模災害時にも耐え得る制度となるとともに、結果的に住宅復興施策全体の公費支出を抑制し、国や地方自治体の財政の安定的運営にも寄与

→国の予算編成等に対する提案等を通じて、全国制度化を働きかけ

3 総合 13版 2014年(平成26年)5月1日 木曜日

「ひよろび」総合

■フェニックス共済制度の仕組み

区分	被害の程度	給付金額(定額)
建築 購入	全壊(損害割合50%以上)	600万円
	大規模半壊(同40%~50%未満)	
	半壊(同20%~40%未満)	
補修	全壊	200万円
	大規模半壊	100万円
	半壊	50万円
	一部損壊	25万円
建築、購入、補修をせずに賃貸住宅に入居した場合(※)		10万円

※部分が今回の特約分 ※一部損壊も対象に追加

一部損壊特約受け付け

フェニックス共済 加入時期は8月

兵庫県住宅再建共済する「一部損壊特約」の加入申し込みを受け付けている。台風シーズン前の8月1日の加入となる。

再建共済制度(フェニックス共済)に新設する特約は、年

5千円の基本契約に500円の掛け金負担で、「損害割合が10%以上20%未満の一部損壊」に25万円(建築、購入、補修をせずに賃貸住宅に移った場合は10万円)が給付される。

最大震度6弱を記録した昨年4月の淡路島地震では同制度の対象外だった「一部損壊」が被害の大半を占め、同制度の創設のほか、受給者の声も紹介している。

申請書は、県庁や県民局(県民センター)などで配布している。

同事務局 ☎078・362・9400

(三木良太)

住宅再建共済制度 家財再建共済制度 加入申込書付

自然災害から「住まい」「家財」を守る

兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

阪神・淡路大震災の教訓を生かした共助の仕組みで被災者の早期復興と被災地の早期再生を同時に実現

住宅を再建の方の

住宅再建共済制度

年額5,000円で
最大600万円給付!

住宅にお住まいの方の

家財再建共済制度

年額1,500円で
最大50万円給付!

プラス 上乗せ加入でさらに安心!!

平成26年8月1日スタート!!

一部損壊特約

年額500円で
補修時等に25万円給付!

県内にお住まいの皆様へ
兵庫県条例による安心の共済へご加入を!

兵庫県 公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

企業農産部 防災企画課 復興支援課 ☎078-362-9400 (平日9:00~17:00) FAX 078-362-9405
神戸市中央区下山手通4丁目10番1号(兵庫県庁内)
http://www.pref.hyogo.jp/wd34/phenixskyosai.html